



## 第3章 計画の推進

### 1 計画の基本方針

#### (1) 基本理念及びみどりの将来像

##### ア 基本理念

本市は、四季折々に豊かな表情を持つ丹沢山地や渋沢丘陵に囲まれて、そこに源を発する諸河川、そして、多くの先人によって築かれた伝統と文化を有する自然の豊かな都市です。この豊かで美しい自然を背景に、水やみどりとのふれあいを大切にしながら、自然と調和した快適で生活しやすい都市の創造を図ります。

##### イ みどりの将来像

### 「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」

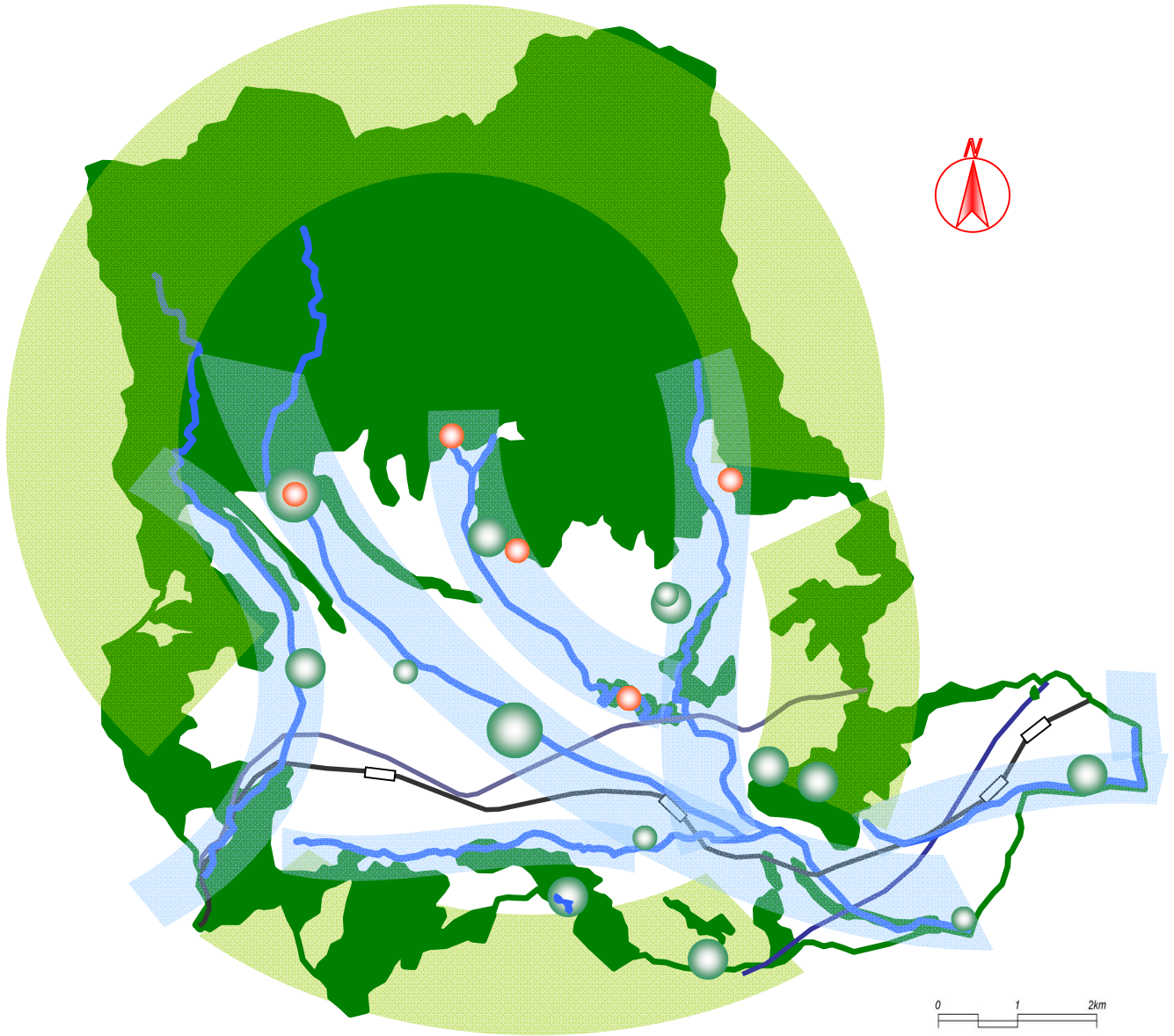
秦野市の誇る名水と様々な動植物の生息する環境を育む重要な構成要素として、緑があります。本市の掲げる都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の創造に向けて、自然と人が共生するみどりを目指し、身近な街の緑とともに丹沢山地及び渋沢丘陵並びに里山という市街地を取り巻く緑を守り育てていきます。





## みどりの将来像図

「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」



凡 例			
	骨格的な緑地（樹林地）		緑の拠点（都市公園・公共施設緑地）
	骨格的な緑地（河川空間）		緑の拠点（緑とふれあう施設）
	良好な樹林地		河川





## (2) 基本方針

自然に恵まれた良好な緑を守り育て、自然と人間との共生を図るために、緑の積極的な保全・再生・創造に努め、今後本市が目指すべきみどりの将来像「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」を実現するための都市緑化の総括的目標として基本方針を定めます。

### ア 緑を守ろう

緑は、私たちにうるおいとやすらぎを与えるとともに多種多様な生物の貴重な生息空間の重要な構成要素でもあります。また、地震などの災害時に避難路や避難地になるほか、火災の延焼を防止し、消火活動の拠点になるなど、都市の安全性を確保するうえで大変貴重な防災機能を果たし、私たちの生命・財産を守るものです。私たちの生活を守り、豊かにする緑を保全していきます。

### イ 緑を創ろう

みどり豊かなまちづくりのためには、みんなで身近なところから緑を育てることが大切です。自宅の庭に草花が咲き、道には緑があふれ、市民が身近にみどり豊かな自然とふれあえるまちづくりを進めていきます。

### ウ 緑を知ろう

緑や自然の大切さを知るためには、書物から得た知識だけでなく、緑にふれ、緑が語る自然を実感することが大切です。市民の意識に応じて普及・啓発を進め、緑の保全及び創造への行動に結びつくような緑化意識の高揚を図っていきます。

### エ 緑を生かそう

秦野盆地は、「名水百選」の地に選ばれているほど、豊かな湧水や地下水に恵まれています。水は緑を育て、また、緑は水を蓄えるとともに雨水をきれいにするろ過機能などをもっています。緑のすべての働きが水そのものにかかわる現象であり、このことから“緑は水なり”と言えるのではないのでしょうか。この大切な働きを伝えるような親しみある水辺空間をつくとともに、野生生物の生息に貢献するように、ビオトープ機能を有する緑や水辺のネットワーク化を図っていきます。

### オ 緑と暮らそう

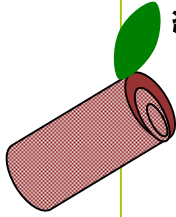
みどり豊かなまちづくりのためには、行政の努力とともに市民の自主的な取り組みが不可欠です。市民参加によるみどりのまちづくりのため、身近な活動を促進します。また、緑の保全・再生・創造を推進するための財源であるみどり基金の一層の充実と、その効果的な活用を図っていきます。





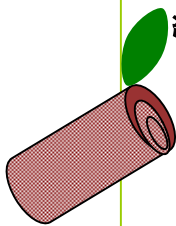
### (3) 施策の方向

#### 緑を守ろう



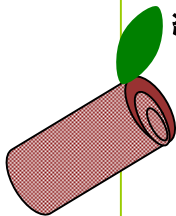
- 大切な森や林を守ります
  - ・ 既存樹林、樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木）
  - ・ 寺社林、屋敷林の保全
  - ・ 地域制緑地の指定（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域等）
  - ・ 里地里山の保全再生
  - ・ 水源の森林づくり
  - ・ 林業の振興
- 大切な田畑を守ります
  - ・ 農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）

#### 緑を創ろう



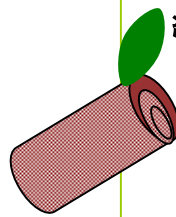
- 誰もがふれあえる緑を増やします
  - ・ 公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）
  - ・ 公園、緑地の整備
  - ・ はだの一世紀の森林づくり構想（里山再生、森づくり）
- みどりあふれる都市(まち)をつくります
  - ・ まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導
  - ・ 事業所、商店街、住宅地の緑化推進
  - ・ 緑化重点地区の指定
- 心なごむ景観をつくります
  - ・ 緑豊かな景観形成

#### 緑を知ろう



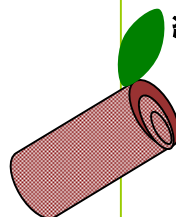
- 緑への関心を深め、ふれあいを進めます
  - ・ 緑化推進の啓発（みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹）
- 緑の知識や大切さを教えます
  - ・ 緑化思想の普及啓発（くずはの広場・蓑毛自然観察の森）
  - ・ 里地里山の保全再生及び林業思想の普及  
(里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター)

#### 緑を生かそう



- 親しめる水辺をつくります
  - ・ みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）
  - ・ 名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備
- 緑を地域のまちづくりに生かす
  - ・ 地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定

#### 緑と暮らそう



- 市民によるみどりのまちづくりを応援します
  - ・ 活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）
- 協働による施策を進めます
  - ・ 緑化ボランティア活動の場の提供
  - ・ かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約
  - ・ 秦野市みどり基金の充実と活用



## 2 緑地の保全及び緑化の目標

### (1) 計画のフレーム

#### ア 計画対象区域

計画対象区域名称	計画対象規模
秦野都市計画区域	秦野市全域 (103.76 k m <sup>2</sup> )

#### イ 都市計画区域人口の実績と見通し

年次	平成 18 年 (2006)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 30 年 (2018)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)
人口	169 千人 (169)	170 千人 (172)	167 千人 (174)	165 千人	165 千人 (174)	162 千人 (173)

※年度末の数字を参照

※ ( ) 内は、平成 18 年度の数値

#### ウ 市街化区域の規模

年次	平成 18 年 (2006)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 30 年 (2018)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)
市街化区域の人口	153 千人 (153)	155 千人 (156)	152 千人 (158)	150 千人	150 千人 (158)	147 千人 (157)
市街化区域の規模	2,437 ha (2,437)	2,438 ha (2,467)	2,438 ha (2,467)	2,438 ha	2,438 ha (2,467)	2,438 ha (2,467)
市街化区域の人口密度	63 人/ha (63)	64 人/ha (63)	62 人/ha (64)	62 人/ha	62 人/ha (64)	60 人/ha (64)

※ 小数点以下四捨五入

※ ( ) 内は、平成 18 年度の数値

※ 当初の計画では、平成 22 年以降の市街化区域に、特定保留区域を含んで目標値を設定していたが、現在設定されている特定保留地域がないため、令和 2 年以降の市街化区域には特定保留地域を含めません。(特定保留区域：都市計画法に基づく「市街化区域と市街化調整区域の区域区分」の定期見直し時に、位置等を明示しておき、計画的な市街地整備の見通しがたった段階で、随時、市街化区域に編入できることとする区域)

※ 令和 2 年、7 年の市街化区域の人口は、平成 18、22、27、30 年の都市計画区域の人口と市街化区域の人口の割合の平均を用いて算出





## (2) 計画の目標水準

### ア 緑地の確保目標水準

目標年次における確保すべき緑地の目標量は、市街化区域面積のおよそ15%、都市計画区域面積のおよそ74%とします。

令和7年における 緑地確保目標量	市街化区域面積 に対する割合 A	都市計画区域面積 に対する割合 B
	概ね 368 h a 15%	概ね 7,639 h a 74%

$$A = \frac{\text{令和7年の市街化区域内の緑地確保目標量}}{\text{令和7年の市街化区域面積}} \quad B = \frac{\text{令和7年の都市計画区域内の緑地確保目標量}}{\text{令和7年の都市計画区域面積}}$$

### イ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次		平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)
都市計画区域人口 一人当たり面積の 目標水準 (㎡)	都市公園等	24.30	24.24	26.60
	都市公園	5.33	6.42	8.49

※都市公園等は、都市公園以外の公共施設緑地を含みます。

### ウ 都市緑化の目標

年次	平成18年 (2006)	令和7年 (2025)	増減率
施設緑地	752.65 ha	802.96ha	1.07倍
地域制緑地	6,967.11 ha	6,941.63 ha	1.00倍
合計	7,719.76 ha	7,744.58 ha	1.00倍
重複を除く合計	7,620.42 ha	7,638.94 ha	1.00倍





### (3) 緑地別の目標

緑地	施設緑地	都市公園 (89.84→137.55)	基幹公園 (39.80→53.09)	住区基幹公園	街区公園 (13.22→16.08)	都市基幹公園	近隣公園 (3.33→7.33)	総合公園 (0→0)	地区公園 (6.82→11.92)	運動公園 (16.42→17.75)				
					風致公園 (0.66→0.66)									
					歴史公園 (1.02→7.92)									
			広域公園 (34.63→50.83)		特殊公園 (1.68→8.59)		都市緑地 (13.72→25.05)							
			都市公園以外 (662.81→665.40)	公共施設緑地 (319.72→293.40)	緑地 (17.48→2.20)	広場 (5.46→5.46)		市民農園 (9.26→9.98)		農村公園 (1.10→1.10)		教育施設 (52.58→52.02)		
					河川緑地 (87.31→87.58)		その他 (146.53→135.07)		市施設	県施設	国施設	その他		
					民間施設緑地 (343.08→372.00)				環境創出行為		プレイロット (3.78→4.86)		緑地 (11.04→30.04)	
		県みどりの協定 (17.83→17.83)							工場立地法緑地 (31.16→39.99)		ゴルフ場 (272.69→272.69)			
		その他 (6.58→6.58)												
		地域制緑地			法によるもの (8,500.69→8,479.77)	特別緑地保全地区 (0→27.67)		生産緑地地区 (107→100)		国定公園 (3,937→3,938)		農業振興地域農用地区域 (748.69→695.10)		保安林区域 (3,708→3,719)
	県立自然公園 (290→290)			自然環境保全地域 (167.10→167.10)		樹林保全地区 (10.36→10.36)		保存樹木 (33本→33本)		生垣の設置 (1.51→1.52)				
	生き物の里 (1.53→2.70)			かながわのナショナル・トラスト緑地 (5.75→)										
	条例等によるもの (476.24→471.68)													

- ※1 緑地：本計画で対象としている緑地
- ※2 (H18面積 ha →R7面積 ha)
- ※3 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止
- ※4 端数処理により合計が合わない場合があります。





#### (4) 里山の保全再生整備の実績

年次		平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
委託による 整備 (ha)	ふるさと 里山整備 事業	43.90	38.61	42.24	31.42	7.91	22.76
	地域水源 林長期施 業受委託 事業	7.23	7.48	24.61	11.23	11.45	19.79
ボランティア 団体によ る整備 (ha)	里山ふれ あいの森 づくり 事業	40.91	38.07	43.59	45.28	42.95	41.35
合計		92.04	84.16	110.44	87.93	62.31	83.9

### 3 緑地の配置計画

#### (1) 総合的な配置方針

緑地の配置は、本計画の基本理念及び基本方針に基づき、次の視点で計画された系統別の配置計画によって示します。

##### ア 骨格的な緑地の配置

市街地を取り囲むように広がる農地及び丹沢山地や渋沢丘陵等の樹林地、市街地の中央を流れる水無川等の河川空間を、本市の骨格を形成する緑地として位置付けます。

##### イ 水と緑のネットワークの形成

生物の多様性が確保されるように、市街地に点在する樹林・農地・水辺等と丹沢山地・渋沢丘陵とのネットワーク化を図り、野鳥・昆虫・小動物等の移動が容易となるようにします。

また、市内各所に存在している緑の核となる樹林地や公園、河川を散策路やハイキングコースの整備等により、レクリエーション空間としてのネットワークを形成します。

##### ウ 緑地等の均衡ある配置

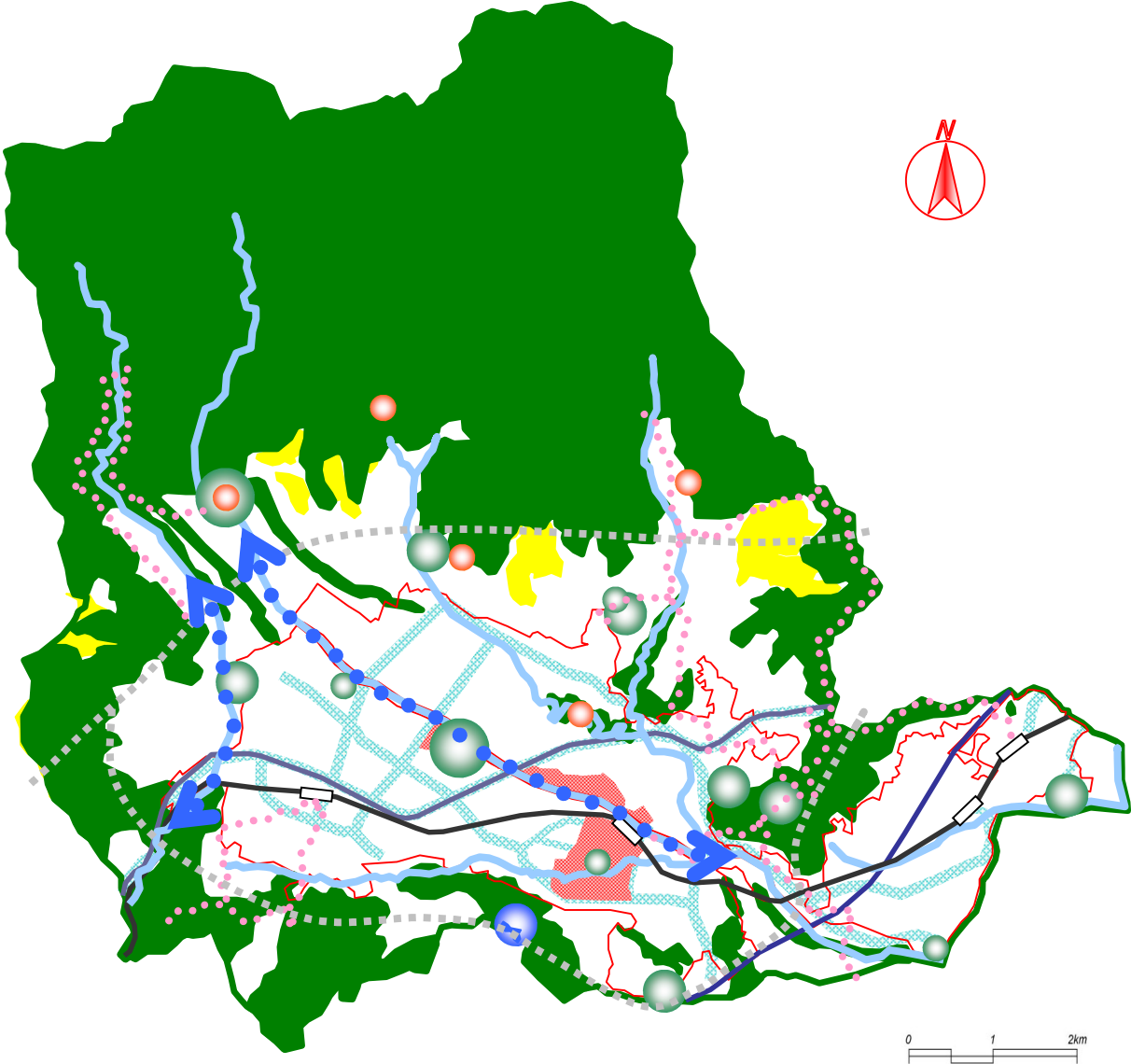
市街化の発展動向、現在の各地区の緑地充足度等を考慮し、都市全体で均衡ある都市環境が形成されるようにバランスに配慮した配置を行います。







総合的な緑地の配置計画図



凡 例			
	骨格的な緑地（樹林地）		都市公園
	骨格的な緑地（河川空間）		公共施設緑地
	水と緑のネットワーク（生物）		緑とふれあう拠点施設
	水と緑のネットワーク（レクリエーション）		緑化重点地区
	市街化区域		ゴルフ場
			水とみどりのふれあい軸





## (2) 系統別の配置方針

### ア 環境保全系統

本市は、北方には丹沢山地があり、南方には渋沢丘陵が東西に走っています。また、市街地の周囲には農地が広がり、それを取り囲む山や丘陵が続いています。ことに北部の丹沢山地は、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園に指定されており、豊かな自然が残されています。

一方、市街地の中央部には水無川・葛葉川、東部には金目川、西部には四十八瀬川・南縁に沿って室川、弘法山の山裾を東に大根川が流れています。

このような豊かな緑と水の保全を図り、環境との共生を基本に自然と調和したまちづくりを進めるため、緑とオープンスペースの保全・整備を行うものです。

### イ 景観形成系統

秦野らしい景観を守り、育て、創っていくためにも、丹沢の山並み、豊富な水資源を生かした湧水地や水辺、歴史的・文化的資源と一体となった緑を生かしていくことが求められます。

本市のみどりが構成する「山並み景観」、「里山・田園景観」、「水辺景観」、「歴史・文化の景観」、「街の景観」についても、まとまりのある景観を育てていくため、緑地を効果的に配置していきます。

### ウ レクリエーション系統

本市における広域圏のレクリエーションの場としては、ハイキング、登山で利用されている丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園等があり、また、丹沢の自然に親しめる県立都市公園の広域公園として、丹沢山麓に県立秦野戸川公園(50.70ha)が平成4年度(1992年度)から着手され、平成10年度(1998年度)から開園されています。このように、広域圏のレクリエーションの場は、比較的恵まれた状況にあります。多様なレクリエーション需要への対応、将来人口計画に応じた適切な形態及び規模、日常的なレクリエーションの場としての均衡ある配置、公園等を相互に連絡し、レクリエーション機能を高めるためのネットワークを形成する視点から緑地の配置を行います。

### エ 防災系統

防災系統の緑地は、「自然災害の防止」、「人為災害の防止」、「避難地の確保」の3つの防災機能の視点から緑地の配置を行います。





### (3) 系統別の配置計画

#### ア 環境保全系統の配置計画

##### (7) 緑地等の効果

- みどりの重要な構成要素として水と緑を育みます。
- みどりネットワークを形成し野生生物の生息環境を保全します。
- ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化に役立ちます。

##### (イ) 緑地等の配置計画

###### ① みどりの骨格の保全

丹沢山地や渋沢丘陵、弘法山周辺の樹林地及び市街地を取り囲むように広がる農地、市街地の中央を流れ、まちにうるおいとやすらぎを与える河川空間である水無川などは、みどりの骨格を形成する緑地であり、快適な環境を支える基盤として保全していきます。

###### ② みどりの核のネットワーク化

身近に生物の多様性を確保し、自然と人間との共生を図るため、自然に恵まれた良好な環境を形成する樹林、水辺などを保全するとともに、多様な自然環境の再生を図ります。生物の生息地の役割を担っている緑地・水辺はビオトープとして積極的に位置付け、野生動物の移動を可能とするみどりネットワークが自然発生的に形成されるよう配慮します。

本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、つながりのある水とみどりのふれあい軸を形成します。

###### ③ 都市微気象※の緩和

夏期における都市気温の上昇にみられるヒートアイランド現象を緩和するために、気温・湿度の調節、通風作用に役立つ市街地中央を貫流する水無川などの河川空間、市街地を取り囲む農地や樹林地など、風の通り道となり、環境保全機能を発揮するまとまった緑地空間などを保全します。中心市街地では、公共施設の特設空間（屋上・壁面など）緑化を進め、ヒートアイランド現象や空気の浄化などに貢献するよう努めます。

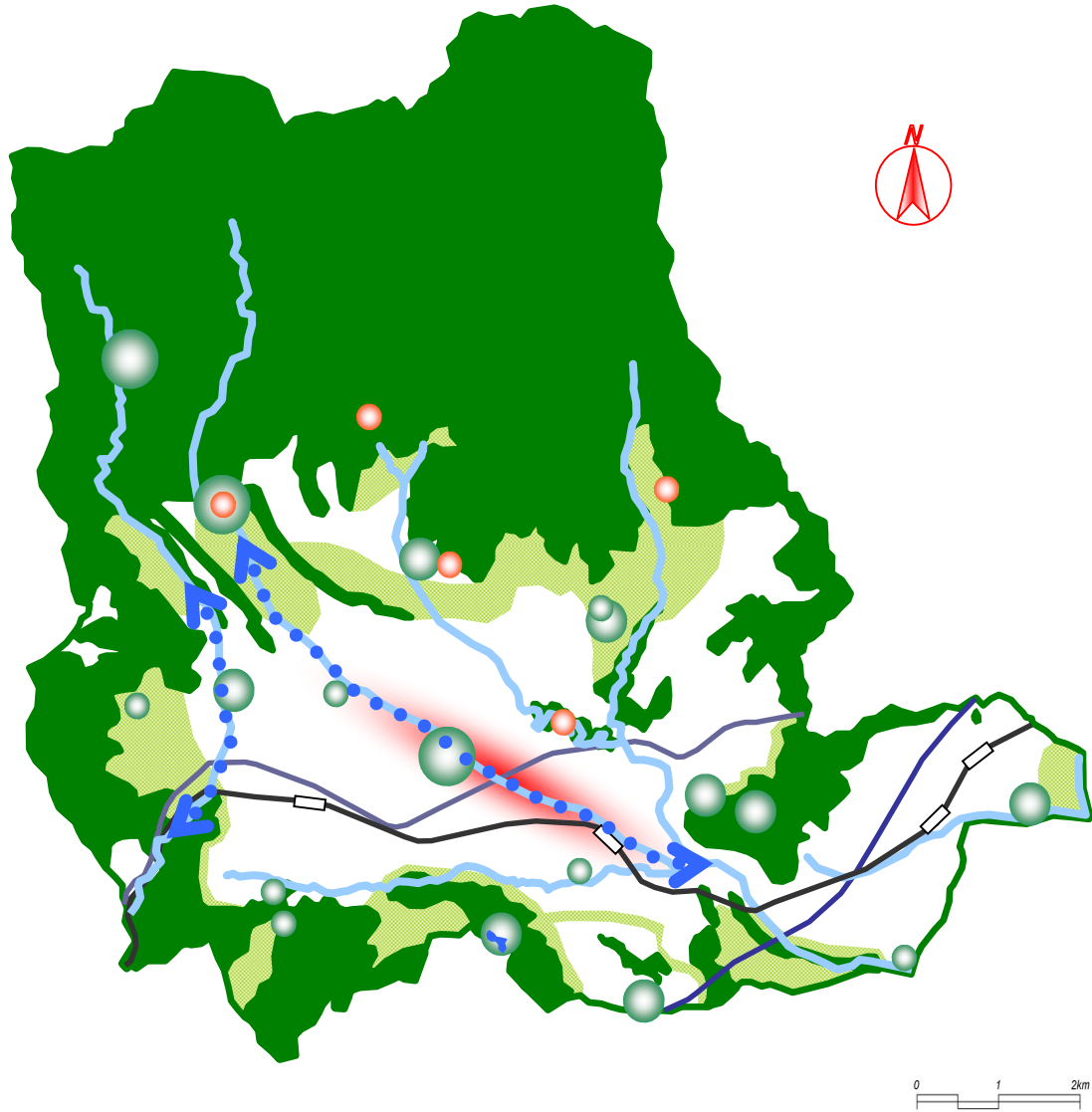
※「微気象」





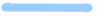


限られた地域におこる気象現象。地面の状態によって著しい影響を受け、生物の生活や農業・建築などにかかわりが深い。





環境保全システムの配置計画図



凡 例			
	みどりの骨格（樹林地）		みどりの核（緑地）
	みどりの骨格（農地）		みどりの核（拠点施設）
	みどりの骨格（河川）		水とみどりのふれあい軸
	都市微気象の緩和（緑化重点地区・風の道）		





## イ 景観形成システムの配置計画

### (7) 緑地等の効果

- 景観形成の構成要素として生活にうるおいとやすらぎを与えます。
- 街の景観において四季の変化をあらわします。

### (イ) 緑地等の配置計画

#### ① 山並み景観

周囲の丹沢山地・渋沢丘陵・弘法山は本市の景観の骨格を担うみどりであり、核・拠点となる緑地として保全していきます。また、公共施設などから市街地を取り巻くこれらの山並みや、遠景の富士山・相模平野・相模湾などを眺望できる展望地点の確保に努めます。

#### ② 里山・田園景観

里地里山は、自然と調和した人々の営みを形成し、周囲の山並みや自然環境を守るみどりです。雑木林や谷戸田は身近な自然とふれあうことのできる場として積極的に保全再生し、活用していきます。市街地周辺のゆったりとした景観を維持するため、ソバやお茶、八重桜など四季を感じることでできる農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用していきます。

#### ③ 水辺景観

水無川や四十八瀬川など多くの河川、湧水群、震生湖などの豊かな資源は、秦野らしい景観を現すもののひとつです。多自然川づくりや湧水群の保全・活用、生き物の里の指定、震生湖周辺整備などを展開し、名水の里にふさわしい、秦野らしい水の豊かな景観を形成していきます。

#### ④ 歴史・文化の景観

数多く残されている歴史的・文化的資源を再認識し、秦野の歴史や文化を感じることでできる空間を創出するため、これらの資源と一体となったみどりを保全・活用し、昔ながらの秦野の景観を保全・再現していきます。

#### ⑤ 街の景観

住宅地、商業地及び工業地など生活や経済活動の場としての特性をもった地域と、道路・駅・公園・公共施設などの市民活動を支える重要な役割を持つ施設によって構成されています。それぞれの地域の特性に配慮した工夫が必要で、花のまちなみ推進事業などにより、まちの美観（生活美観※2）を創り出していきます。また、ふるさと秦野生活美観計画に基づき、良好な景観形成のための指導をします。地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定し、地域のまちづくりの核として生かします。

※1「多自然川づくり」

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

※2「生活美観」

日々の生活の中で、市民一人ひとりが身近なところから生活の仕方を改善したり、景観に配慮することによって、より美しい生活環境・景観を実現していこうとする考え方、それにより創られる景観の姿を、本市では、生活美観と呼ぶこととしています。



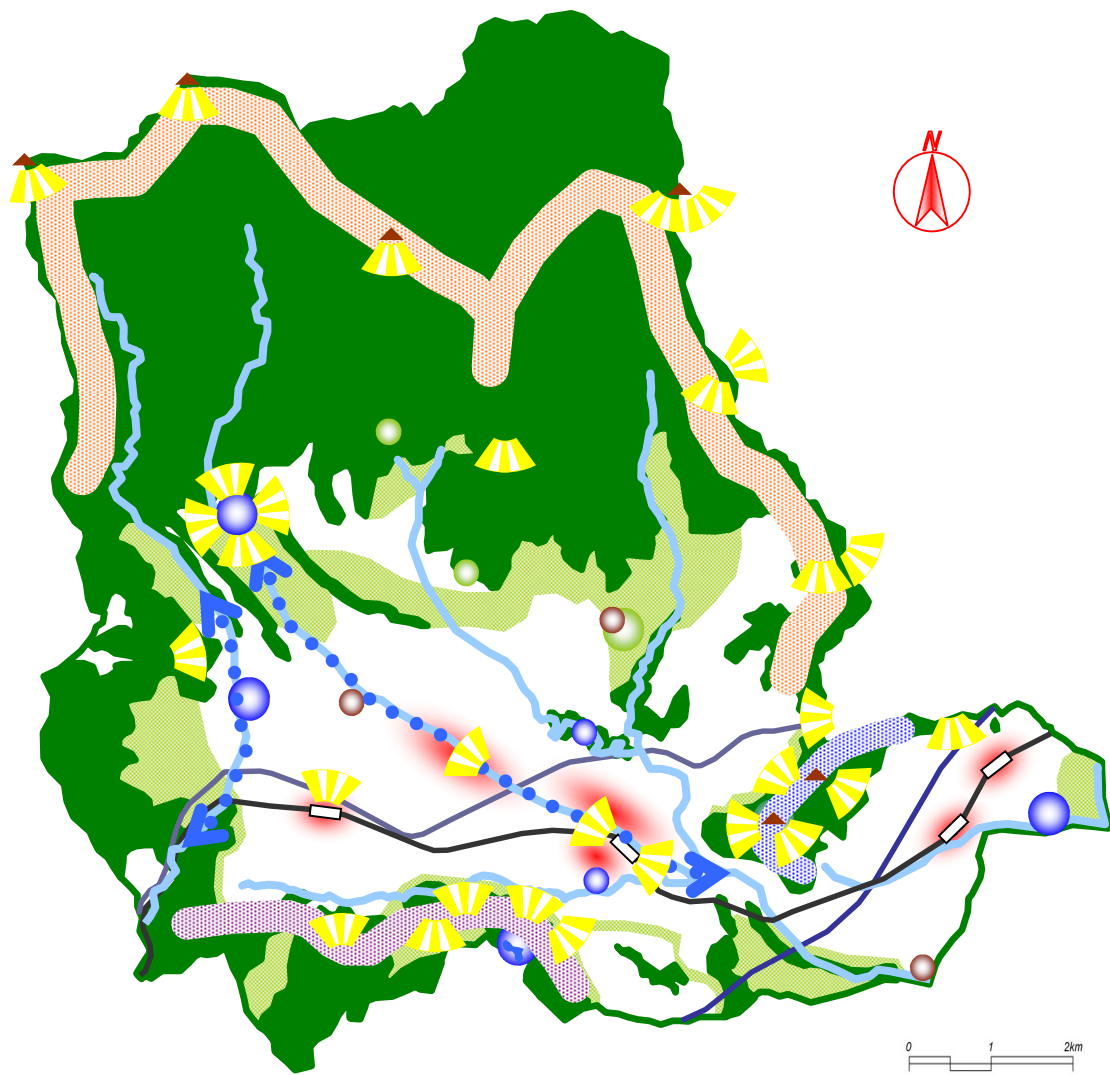


- 住宅地の景観  
敷地内の樹木の植栽や生け垣などの緑化を促進し、周囲と調和の取れたうるおいのある景観づくりに努めます。
- 商店街の景観  
計画的な商店街の整備を進めるとともに、屋上・壁面・ベランダなどの特殊空間の緑化を行い、人々の集まる場所としてゆとりある空間の確保を促進します。
- 工場地の景観  
周辺地域と調和のとれた良好な環境を生み出すために、工場などの緑化を促進して自然と調和した景観を形成するようしていきます。
- 公共建築物の景観  
敷地内の積極的な緑化を進めるとともに、山並みなどを眺望するためのオープンスペースを確保していきます。
- 道路の景観  
街の軸となる幹線街路は、街路樹等の植栽により、みどりの連続性の確保に努めていきます。住宅街の道路は、生け垣などの緑化を促進し、親しみやすく緑豊かな道路づくりを推進していきます。
- 駅の景観  
秦野市の玄関口である秦野駅を始め、小田急線の4駅はまちの顔であり、目にする景観はその街を象徴するものとなります。それぞれの地域性を生かすとともに、駅周辺施設との調和や駅前からの眺望などに配慮しながら景観まちづくりを推進します。
- 公園・緑地の景観  
街の中で身近にみどりを感じられるよう、都市公園などの整備を計画的に進め、積極的な緑化を図ります。市街化区域内の農地や樹林地、斜面緑地は、減少する市街地のみどりとして貴重な存在であるため保全を図ります。特に葛葉緑地は身近な環境学習の場として保全・活用を図ります。また、水辺との連携を図り、「水と緑のネットワーク」化を進めていきます。





景観形成システムの配置計画図



凡 例			
	山並み景観（丹沢山地）		里山・田園景観
	山並み景観（渋沢丘陵）		里山・田園景観（拠点施設）
	山並み景観（弘法山・権現山）		水辺景観（河川）
	展望地点からの展望方向		水辺景観（拠点施設）
	樹林地		歴史・文化の景観（拠点施設）
	街の景観（緑化重点地区・緑豊かな駅前空間の創造）		
	水とみどりのふれあい軸		





## ウ レクリエーションシステムの配置計画

### (7) 緑地等の効果

- レクリエーション施設の構成要素として訪れる人にやすらぎを与えます。
- 人々が集まる憩いの場としてコミュニケーションの向上を図ります。

### (4) 緑地等の配置計画

#### ① 日常圏のレクリエーションの場

身近なレクリエーションの場となる公園は、誘致距離及び誘致圏内の将来人口などを考慮しながら適正な規模や形態の住区基幹公園を配置し、日常生活圏における快適なレクリエーション空間の整備を推進します。

#### ○ 都市公園

街区公園、近隣公園、地区公園は、周辺の公園整備状況、人口及び誘致距離、機能などを勘案し、身近で利用しやすい配置計画とします。

#### ○ 水に親しめる緑地

葛葉緑地、みずなし川緑地、秦野盆地湧水群などの保全・整備を推進し、自然とのふれあいの場として活用していきます。

#### ○ スポーツ振興

秦野中央運動公園、なでしこ運動広場、小中学校のグラウンド（休日開放）、子供広場を地域スポーツの振興に役立つ緑地として位置付けます。

#### ○ 農地

農地とのふれあいの場として、コミュニティ農園やふれあい農園を適宜配置していきます。

#### ② 広域圏のレクリエーションの場

市民のレクリエーションに対する多様な需要に対する施設として、広域圏のレクリエーションの場の配置整備を図るとともに、レクリエーション機能を高めるために河川・ハイキングコース、森林セラピーなどを活用します。







○ 都市公園

秦野中央運動公園について、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場としたカルチャーパークとして、施設の充実と利用の促進を図ります。

特殊公園は、公園の性格が十分に発揮されるよう、その特性や施設内容を考慮して配置します。

広域公園は、丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園の整備・拡張を要望していきます。

○ 公共施設緑地

景観、文化財、観光要素として貴重な資源である震生湖の自然環境を保全・活用していくため、震生湖周辺整備を推進します。

○ 地域制緑地

丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、表丹沢県民の森、蓑毛自然観察の森は、多様なレクリエーション需要に対応する緑地として位置付けます。

○ 民間施設緑地

表丹沢の山裾に点在するゴルフ場は、広く市外の人々にも利用されており、レクリエーションの場として、民間施設緑地に位置付けます。

○ グリーンツーリズム※

観光面や里地里山保全再生事業との連携による農家民泊やワーキングホリデーの検討及び試行をします。

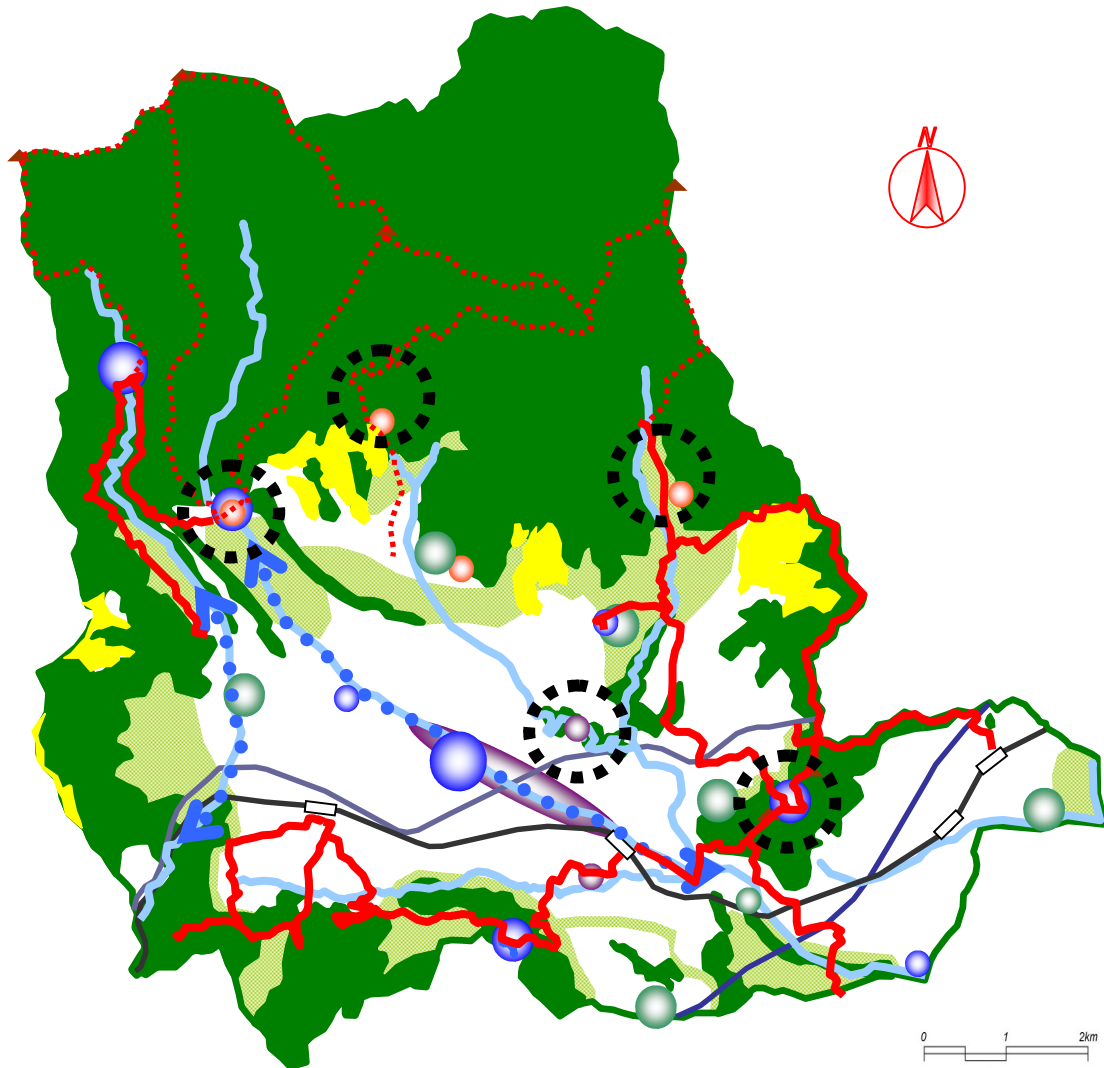
※「グリーンツーリズム」










都市住民が農家などにホームステイして農作業の体験をしたり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動





レクリエーションシステムの配置計画図



凡 例			
日常圏のレクリエーションの場		広域圏のレクリエーションの場	
	都市公園		都市公園・公共施設緑地
	水に親しめる緑地		拠点施設
	農地		ハイキングコース
	樹林地		登山コース
	水とみどりのふれあい軸		ゴルフ場
			森林セラピーロード所在地





## エ 防災システムの配置計画

### (7) 緑地等の効果

- 健全な樹林地は治山治水に役立ちます。
- 火災時における延焼遮断効果があります。
- 災害時に市民の安全を確保する避難地等として機能します。

### (イ) 緑地等の配置計画

#### ① 自然災害の防止

本市の山地は急傾斜地が多く、特に豪雨などにより山地の崩壊、土砂の流出などが生じやすい地形をなしており、市域には、活断層が数本走っています。また、市街地でも土地が起伏に富み、多くの崖が散在しています。そのため、計画的な造林事業を促進するとともに、乱伐を防止して、林地の維持・保全及び水源のかん養に努めます。

#### ② 人為災害の防止

緑地や街路樹を積極的に配置し、樹木や緑地による延焼遮断空間の確保をします。住宅地に隣接する工業地などについては、現行の制度を有効に活用し、工場立地法に基づく事業所などの植栽、県のみどりの協定による緑化、まちづくり条例における植栽などにより緩衝機能を持つ緑化の推進を図ります。

また、災害拡大防止機能を有する街路樹・緑地・河川空間・農地などの整備・保全に努めます。

#### ③ 避難地の確保

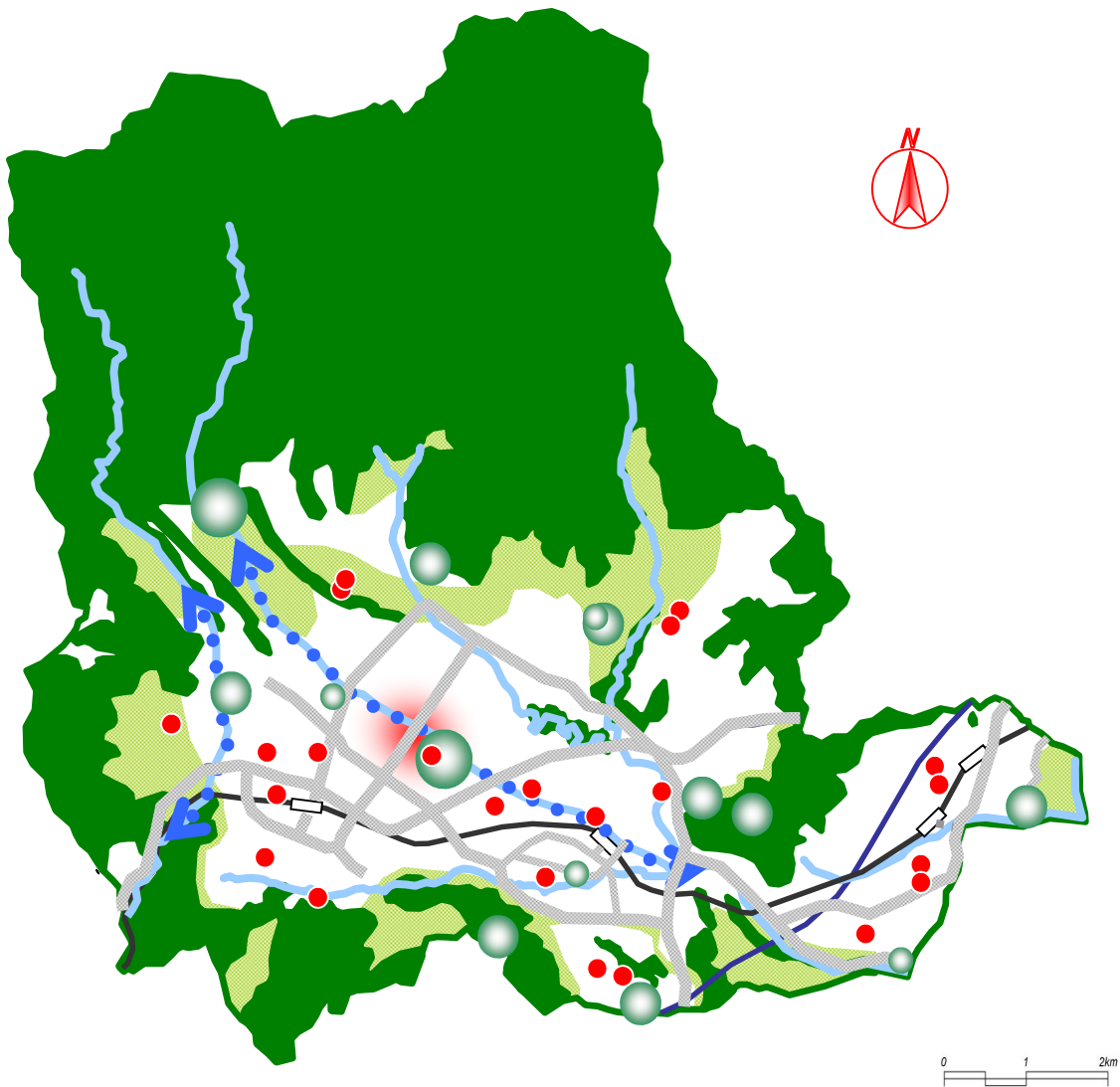
地震などの災害時における防災計画の一環として避難地及び避難路としての緑地を配置します。

広域避難場所は、火災による輻射熱や煙に冒されない場所で、安全が確保され、防災施設が整備されている場所でなければならないため、カルチャーパーク総合体育館、各小学校、各中学校が指定されています。また、被災者の避難所としては、小・中学校などの公共施設が使われます。これら施設の緑化の充実により、避難地としての機能を維持します。












防災システムの配置計画図



凡 例

	広域避難場所（23箇所、カルチャーパーク総合体育館・各小学校・各中学校）
	都市公園・公共施設緑地（避難地・延焼遮断効果）
	道路網（避難路・延焼緩和効果）
	河川空間（災害拡大防止効果）
	農地（災害拡大防止効果）
	工業系地域の緑化（緩衝緑地）
	水とみどりのふれあい軸（災害拡大防止効果）

